

資料② 実務経験について

【指定施設における実務経験の範囲】

下記の指定施設において、精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に1年以上従事した後、入学する者については、「精神保健福祉援助実習」及び「精神保健福祉援助実習指導」の履修を免除できるとされています。

その範囲については、厚生労働省社会援護局の通知に定められています。まず、以下の「相談援助の業務」に該当するかを確認した上で、以下の表にある指定施設に該当するかどうかをご参照ください。

(相談援助の業務)

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

<業務従事期間の計算方法>

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとします。

※いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

(1) 精神保健福祉士法施行規則第2条第1号から第13号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施設(事業)等種類	職種	番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	1-1-1
	相談員(医療ソーシャルワーカー等)	1-1-2
	看護師	1-1-3
	臨床心理技術者	1-1-4
病院(注1)	精神科ソーシャルワーカー	1-1-5
	相談員(医療ソーシャルワーカー等)	1-1-6
	看護師	1-1-7
診療所(注1)	精神科ソーシャルワーカー	1-1-9
	相談員(医療ソーシャルワーカー等)	1-1-10
	看護師	1-1-11
	臨床心理技術者	1-1-12

(注1)精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科を標榜しているものに限る。

※病棟における食事の介助や入浴介助等の業務は、実務経験としては認められません。

地域保健法 及び地方自治体

施設(事業)等種類	職種	番号
保健所	精神保健福祉相談員	1-2-1
	社会福祉士	1-2-2
	精神科ソーシャルワーカー	1-2-3
	心理判定員	1-2-4
	保健師	1-2-5
	看護師	1-2-6
	臨床心理技術者	1-2-7
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	1-2-8
	社会福祉士	1-2-9
	精神科ソーシャルワーカー	1-2-10
	心理判定員	1-2-11
	保健師	1-2-12
	看護師	1-2-13
	臨床心理技術者	1-2-14
市区町村	精神保健福祉相談員	1-2-15
	社会福祉士	1-2-16
	精神科ソーシャルワーカー	1-2-17
	心理判定員	1-2-18
	保健師	1-2-19
	看護師	1-2-20
	臨床心理技術者	1-2-21

児童福祉法

施設(事業)等種類	職種	番号
乳児院 <small>ただし、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。</small>	児童指導員	1-3-1
	保育士	1-3-2
	職業指導員	1-3-3
	家庭支援専門相談員	1-3-4
	児童発達支援管理責任者	1-3-5
	心理指導担当職員	1-3-6

児童養護施設 (注2)	児童指導員	1-3-7
	保育士	1-3-8
	職業指導員	1-3-9
	家庭支援専門相談員	1-3-10
	児童発達支援管理責任者	1-3-11
	心理指導担当職員	1-3-12
福祉型障害児入 所施設※知的障害児 施設・知的障害児通園 施設であった期間を含 む (注2)	児童指導員	1-3-13
	保育士	1-3-14
	職業指導員	1-3-15
	家庭支援専門相談員	1-3-16
	児童発達支援管理責任者	1-3-17
	心理指導担当職員	1-3-18
児童心理治療施 設(旧:情緒障害児短期治療 施設) (注2)	児童指導員	1-3-19
	保育士	1-3-20
	職業指導員	1-3-21
	家庭支援専門相談員	1-3-22
	児童発達支援管理責任者	1-3-23
	心理指導担当職員	1-3-24
障害児通所支援事 業を行う施設 (医療型児童発達支援を除 く)※児童デイサービスであ った期間を含む(注2)	相談援助業務を行っている 職員	1-4-1
障害児相談支援事業を 行う施設(注2)	相談支援専門員	1-5-1
児童自立生活援助事業 を行う施設(注2)	相談援助業務を行う指導 員	1-6-1
児童相談所(注2)	児童福祉司	1-7-1
	受付相談員	1-7-2
	相談員	1-7-3
	電話相談員	1-7-4
	児童心理司	1-7-5
	児童指導員	1-7-6
	保育士	1-7-7
母子生活支援施設 (注2)	母子支援員	1-8-1
	少年を指導する職員	1-8-2
児童自立支援施設 (注2)	児童自立支援専門員	1-9-1
	児童生活支援員	1-9-2
	職業指導員	1-9-3
児童家庭支援センタ ー(注2)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に 関する相談・援助を行う職員)	1-10-1

(注2)児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

精神保健福祉法

施設(事業)等種類	職種	番号
精神保健 福祉センター	精神保健福祉相談員	1-11-1
	社会福祉士	1-11-2
	精神科ソーシャルワーカー	1-11-3
	心理判定員	1-11-4
	保健師	1-11-5
	看護師	1-11-6
	臨床心理技術者	1-11-7

生活保護法

施設(事業)等種類	職種	番号
救護施設	生活指導員	1-12-1
更生施設	生活指導員	1-12-2

社会福祉法

施設(事業)等種類	職種	番号
福祉事務所	査察指導員	1-13-1
	身体障害者福祉司	1-13-2
	知的障害者福祉司	1-13-3
	老人福祉指導主事	1-13-4
	現業員	1-13-5
	家庭児童福祉主事	1-13-6
	家庭相談員	1-13-7
	面接員に相当する職員	1-13-8
	婦人相談員	1-13-9
	母子・父子自立支援員	1-13-10
	母子・父子自立プログラム策定員	1-13-11
	就業支援専門員	1-13-12
	被保護者就労支援事業に 従事する就労支援員	1-13-13
	就労支援事業に従事する 就労支援員	1-13-14
市(特別区を含む) 町村社会福祉協議 会	福祉活動専門員	1-14-1
	相談援助業務に従事する職 員(注3)	1-14-2

(注3)主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

知的障害者福祉法

施設(事業)等種類	職種	番号
知的障害者更生 相談所	知的障害者福祉司	1-15-1
	心理判定員	1-15-2
	職能判定員	1-15-3
	ケース・ワーカー	1-15-4

障害者雇用促進法

施設(事業)等種類	職種	番号
広域障害者職業セ ンター	障害者職業カウンセラー	1-16-1
地域障害者職業セ ンター	障害者職業カウンセラー	1-17-1
	職場適応援助者	1-17-2
障害者就業・生活 支援センター	主任就業支援担当者	1-18-1
	就業支援担当者	1-18-2
	生活支援担当職員	1-18-3

介護保険法

施設(事業)等種類	職種	番号
地域包括支援セン ター	包括的支援事業に係る 業務を行う職員(注4)	1-19-1

(注4)包括的支援事業のうち、一部の事業は、実務経験にあたりませんので注意してください。介護保険法第115条の45第2項第45号から第5号に掲げる事業は該当しません。

更生保護事業法

施設(事業)等種類	職種	番号
更生保護施設	補導主任	1-20-1
	補導員	1-20-2
	補導に当たる職員	1-20-3
	更生保護委託費支弁基準第7条に第2項に規定する福祉職員	1-20-4
	薬物専門職員	1-20-5

医療観察法

施設(事業)等種類	職種	番号
保護観察所	社会復帰調整官	1-21-1
	保護観察官	1-21-2

発達障害者支援法

施設(事業)等種類	職種	番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	1-22-1
	就労支援を担当する職員	1-22-2

障害者総合支援法

施設(事業)等種類	職種	番号
生活介護を行う事業所	生活支援員	1-23-1
	サービス管理責任者	1-23-2
自立訓練を行う事業所	生活支援員	1-23-3
	サービス管理責任者	1-23-4
就労移行支援を行う事業所	生活支援員	1-23-5
	就労支援員	1-23-6
	サービス管理責任者	1-23-7
就労継続支援を行う事業所(A型・B型)	生活支援員	1-23-8
	サービス管理責任者	1-23-9
就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1-23-10
	サービス管理責任者	1-23-11
	相談援助業務を行っている職員	1-23-12
短期入所を行う事業所	相談援助業務を行っている職員	1-24-1
重度障害者等包括支援を行う事業所	相談援助業務を行っている職員	1-24-2
自立生活援助を行う事業所	サービス管理責任者	1-24-3
	地域生活支援員	1-24-4
	相談援助業務を行っている職員	1-24-5
共同生活援助を行う事業所	相談援助業務を行っている職員	1-24-6
障害者支援施設 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)	生活支援員	1-25-1
	就労支援員	1-25-2
	サービス管理責任者	1-25-3

一般相談支援事業を行う施設 ※相談支援事業を行う施設であった期間を含む	相談支援専門員	1-26-1
特定相談支援事業を行う施設 ※相談支援事業を行う施設であった期間を含む	相談支援専門員	1-27-1
地域活動支援センター	指導員	1-28-1
福祉ホーム	管理人	1-29-1
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	1-30-1

(2) 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成23年厚生労働省告示第277号)第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施設(事業)等種類	職種	番号
精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施する施設	地域体制整備コーディネーター	2-1-1
	地域移行推進員	2-1-2
スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設又は、活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	2-2-1
ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員	2-3-1

(3) 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成23年厚生労働省告示第277号)第1号から第3号までに定める施設第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設(事業)等種類	職種	番号
「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施設	相談員	3-1-1
婦人相談所	相談指導員	3-2-1
	判定員	3-2-2
	婦人相談員	3-2-3
婦人保護施設	婦人相談員	3-2-4
	入所者を指導する職員	3-2-5
被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-1
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-2
	相談支援に従事する者	3-3-3
「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-4
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-5
	相談支援に従事する者	3-3-6

「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-7
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-8
	相談支援に従事する者	3-3-9
被保護者家計改善支援事業の実施について」に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-10
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-11
	相談支援に従事する者	3-3-12
都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員	3-4-1
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	3-5-1
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	3-6-1
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員	3-7-1
	相談支援員	3-7-2
	就労支援員	3-7-3
	就労準備支援担当者	3-7-4
	家計改善支援員	3-7-5
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員	3-7-6
	相談支援員	3-7-7
	就労支援員	3-7-8
	就労準備支援担当者	3-7-9
	家計改善支援員	3-7-10
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員	3-7-11
	相談支援員	3-7-12
	就労支援員	3-7-13
	就労準備支援担当者	3-7-14
	家計改善支援員	3-7-15
アウトリーチ事業及び、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員	3-8-1
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	3-9-1
日中一時支援事業	相談援助業務に従事する職員	3-10-1
障害者相談支援事業(地域生活支援事業)	相談援助業務に従事する職員	3-10-2
障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員	3-10-3
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	3-11-1
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	3-12-1
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	3-13-1
	発達障害者雇用トータルサポーター	3-13-2

地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	3-14-1
刑事施設	刑務官	3-15-1
	法務教官	3-15-2
	法務技官(心理)	3-15-3
	福祉専門官	3-15-4
少年院	刑務官	3-15-5
	法務教官	3-15-6
	法務技官(心理)	3-15-7
	福祉専門官	3-15-8
少年鑑別所	刑務官	3-15-9
	法務教官	3-15-10
	法務技官(心理)	3-15-11
	福祉専門官	3-15-12
厚生労働大臣が個別に認めた施設・職種 相談援助の範囲の条件を満たす相談援助業務を行っている職員として、厚生労働大臣から個別に認定を受けて承認を得るためには、厚生労働省に申請し、承認してもらう。 ※この手続きには、数ヶ月間必要となります。 それ故に原則12月を超えての受付はしかねます		3-16-1

(4) 以上の施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

以前の法律

施設(事業)等種類	職種	番号
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人	4-1-1
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者生活訓練施設、精神障害者短期入所生活介護等(ショートステイ)施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者通所・入所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター)	精神障害者社会復帰指導員	4-2-1
	管理人	4-2-2
障害福祉サービス事業 (児童デイサービスを行うものに限る)を行う施設	相談援助業務に従事する職員	4-3-1
知的障害児施設	児童指導員	4-4-1
	保育士	4-4-2
知的障害児通園施設	児童指導員	4-4-3
	保育士	4-4-4
共同生活介護を行う施設	相談援助業務に従事していた職員	4-5-1
知的障害者援護施設	生活支援員	4-6-1